平成２３年（フ）第８３２号
名古屋市北区天道町２丁目30番地
破産者　井村　友春
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５５号
愛知県弥富市平島町喜右味名39番地９
破産者　長井　　剛
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６７号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ1614
破産者　中根　加代
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２２号
名古屋市緑区大高町字中ノ島26番地の１　エクセル中ノ島103号
破産者　上床　和市
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９６号
大阪府泉大津市東雲町13番28―207号、前住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目１番11号セブンスコートＡ―101号
破産者　内藤　明浩
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
東京都台東区台東４丁目22番５号、開始決定時の住所兵庫県洲本市宇原42番地２
破産者　大石　吉成
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市扇町99番地３
破産者　有澤　　満
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４９号
鳥取県鳥取市新町221番地、旧住所鳥取県鳥取市新町201番地
破産者　前田　昌志
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７４号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘36番12号
破産者　西畑　　洋
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４２号
熊本県宇城市豊野町巣林307番地１　上巣林第１団地215号、開始決定時の住所熊本市城南町東阿高1591番地１
破産者　豊永　瑞穂
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４３号
熊本県宇城市豊野町巣林307番地１　上巣林第１団地215号、開始決定時の住所熊本市城南町東阿高1591番地１
破産者　豊永　靖彰
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６１１号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字砂水２―１　レオネクストフキ101、住民票上の住所静岡県浜松市新都田３丁目19番10号　テクノタウンパラージュＤ103
破産者　内田謙二郎
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
静岡県浜松市北区新都田３丁目19番10号　テクノタウンパラージュＤ103、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区都田町8129番地の２
破産者　内田　清子
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
京都府木津川市南加茂台10丁目10番地11
破産者　浦川　敏彦
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７２号
京都府久世郡久御山町佐山双置81番地11
破産者　相建こと　相馬　周介
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
大分県中津市大字下池永790番地１　サークルハイツＣ―８号
破産者　大丸　政治
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７４２号
横浜市鶴見区佃野町１丁目７番地　深谷ビル203号、住民票上の住所東京都台東区今戸２丁目12番13号
破産者　坪田　敏純
1　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
2　一般調査期日　平成24年７月30日午前10時
平成24年５月30日
横浜地方裁判所第３民事部